

京都市告示第703号

京都市水路等管理条例（以下「条例」と言います。）第3条第1項の規定に基づき次の農業用水路等を変更し、同条例第2条第1号の規定に基づき次の農業用水路等を指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和5年3月17日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 点 終 点
1	嵯峨水0532号	旧	(起点) 京都市右京区嵯峨二尊院門前長神町22番地の1地先 (終点) 京都市右京区嵯峨二尊院門前長神町22番地の2地先
		新	(起点) 京都市右京区嵯峨二尊院門前長神町22番地の1地先 (終点) 京都市右京区嵯峨二尊院門前長神町22番地の2地先
2	嵯峨水0540号	旧	(起点) 京都市右京区嵯峨小倉山小倉町1番地地先 (終点) 京都市右京区嵯峨小倉山小倉町2番地の1地先
		新	(起点) 京都市右京区嵯峨小倉山小倉町1番地地先 (終点) 京都市右京区嵯峨小倉山小倉町2番地の1地先

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	嵯峨水0591号	京都市右京区嵯峨二尊院門前長神町22番地の1地先 京都市右京区嵯峨二尊院門前長神町22番地の1地先
2	嵯峨水0592号	京都市右京区嵯峨小倉山小倉町1番地地先 京都市右京区嵯峨小倉山小倉町1番地地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)